

審査基準及び標準処理期間

所属名	総合政策環境部大学政策課
内線番号	4526

No.	項目	内容
①	処分名	公立大学法人の解散認可
②	法令名	地方独立行政法人法
③	法令番号	平成15年7月16日法律第118号
④	根拠条項	第88条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(解散) 第八十八条 地方独立行政法人は、次に掲げる場合に解散する。 一 解散について、設立団体がその議会の議決を経て第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。 二 合併により消滅したとき。
⑦	審査基準	公立大学法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) —
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	—
⑫	問合せ	大学政策課大学政策係(075-414-4526)
⑬	備考	